

# 事業の実施目的

訪問入浴介護のサービス利用者は要介護3以上が約9割であり、通所が困難となった利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスとして、中重度者の在宅での生活を支えている。

令和3年度介護報酬改定では、看取り期等で多機能系サービス事業所への通いが困難となった利用者に入浴の機会を確保する観点から、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下での提供が可能であることが明確化されている。

そこで、①特に看取り期の利用者に対して訪問入浴介護が果たす役割とサービス提供の在り方、②他職種や他サービスとの連携の方策等を検討した上で、調査等を行い、サービス提供に当たっての課題やその解決策について、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。